

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

平成 26 年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給 888 円、新潟県では 715 円、最も低い地方では 677 円に過ぎず、フルタイムで働いても年収 120 万～150 万円では、人間らしいまともな生活はできない。また、地域間格差も大きく、新潟県と東京では、同じ仕事をしても時給で 173 円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正と金額の大幅な引上げが必要である。

平成 22 年には「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」という政労使の雇用戦略対話合意が成立している。最低賃金 1,000 円には、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額 1,000 円以上、月額約 20 万円以上であり、高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

日本でも中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農家の自家労賃、下請単価、家内工賃、税の課税最低限度額等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

よって、国においては、下記事項の早期実現を求める。

記

- 1 ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行うこと
- 2 最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること
- 3 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料の減免制度を実現すること
- 4 中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること
- 5 雇用の創出と安定に資する政策を実施すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 29 日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄